

平成24年度使用

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準

【特別支援学校及び特別支援学級】

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の児童生徒が使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）の採択は、この基準によって行うものとする。

第1 教科用図書の採択に当たっては、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、その内容を十分に調査研究の上、各採択権者の権限と責任の下、公正かつ適切な採択をするものとする。

第2 教科用図書の選定に当たって考慮すべき事項は、概ね次のとおりとする。

1 記述内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- (3) 社会適応能力の向上を図り、社会的自立や社会参加を促す配慮がなされているか。
- (4) 様々な体験活動を促し、自己を生かせる生き方や進路を考えられるものか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、資料の出所、出典が明示されているか。

2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果が上がるように配慮されているか。
- (2) 教材の分量と区分が適切であるか。
- (3) 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- (4) 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

3 学習と指導に関すること

- (1) 児童生徒の発達段階、障害の種別・程度及び児童生徒の特性等に応じているか。
- (2) 教材は、基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- (3) 興味や関心を喚起するように工夫されているか。
- (4) 他の教育活動との関連が考慮されているか。
- (5) 内容がより理解できるような挿絵、図表、写真等が示されているか。

4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が適切であるか。
- (2) 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するよう配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、安全や環境への配慮がなされているか。